広島県・県内市町のオフィス支援制度

令和4年4月 県内投資促進課

1 広島県・市町 位置図



2 広島県・各市町のランニングコストに対する制度(問合せ先をクリックすると、市町の助成金ページに飛びます)

2 以局景 7	日川町のフノーファコストに対する前及(尚含せ光をグリ	T	
市町	条件	県・市町を 合わせた助成率	県・市町を 合わせた限度額
広島市 【問合せ先】 経済観光局 産業振興部 産業立地推進課 【電話】 082-504-2241	(都市型サービス産業) ・情報サービス業, インターネット附随サービス業, コールセンター業など ・圏域内初立地又は大規模雇用(新規常用労働者 50 人以上)・常用労働者 5 人以上(中小企業は 2 人以上)かつ、圏域内の他の事業所を廃止又は縮小する場合は、圏域全体で5人以上(中小企業は 2 人以上)増加(本社機能の移転・拡充)・広島県から地域再生法に基づく承認を受けること・常用労働者 5 人以上(中小企業は 2 人以上)かつ、圏域内の他の事業所を廃止又は縮小する場合は、圏域全体で5人以上(中小企業は 2 人以上)増加	オフィス賃借料 10/10 3年間	各年度限度額 2,000 万円
呉市 【問合せ先】 産業部 商工振興課 【電話】 0823-25-3310	① ソフトウェア業等誘致(情報通信業,コールセンター業など。賃貸による事業所の設置が対象) ・事務所等を市内に新増設し、新規従業者(呉市在住者)を3人以上雇用 ② 本社機能の移転 ・東京23区から本社機能を移転または、市内事業所において本社機能を拡充し、新規従業者(呉市在住者)を中小企業は2人、大企業は5人以上雇用 ③ サテライトオフィス誘致 ・市外に本店を置く企業によるサテライトオフィスの新設で、常時雇用する従業者(市外の本店等の業務に従事していた者等に限る)が1人以上常駐	通信回線使用料 ① 10/10 5年間 ③ 10/10 3年間 ② 10/10 3年間 雇用奨励金 (市のみ) ① ~③共通 一人あたり ・正社員 50 万円 ・パートタイマー 20 万円 ・設備取得費 (市のみ) ① ~③共通 1/2	各年度限度額 通信回線使用料 ① 2,000 万円 ③ 200 万円 雇用奨励金(市のみ) ① ② 3 5,000 万円 ② 5,000 万円 ② 3 500 万円
竹原市 【問合せ先】 総務企画部 産業振興課 【電話】 0846-22-7745	(情報サービス業, インターネット付随サービス業, コールセンターに付随する事業等) ・新規雇用者 3 人以上	オフィス賃借料 10/10 3年間 通信回線使用料 10/10 3年間	各年度限度額 オフィス賃借料・ 通信回線使用料 合計 200 万円
三原市 【問合せ先】 経済部 商工振興課 【電話】 0848-67-6013	(情報サービス業, インターネット付随サービス業, コールセンター業) ・常駐責任者(新規雇用常用労働者又は市内に住民票を置く取締役) 1人以上 ・5年以上の業務継続	オフィス賃借料 10/10 3年間 通信回線使用料 10/10 3年間 オフィス改修費用 1/2 初年度のみ 備品購入費用	各年度限度額 オフィス賃借料 600万円 通信回線使用料 1,000万円 オフィス改修費用 50万円まで(市のみ) 備品購入費用

尾道市	(情報サービス事業)	1/2 初年度のみ 通信回線引込費用 1/2 初年度のみ 自動車リース料 1/2 3年間	50 万円まで(市のみ) 通信回線引込費用 5 万円まで (市のみ) 自動車リース料 2 万円/月まで(市のみ) 各年度限度額
【問合せ先】 産業部 商工課 【電話】 0848-38-9182	・市内在住従業員数3人以上(うち市内在住の新規雇用者2人以上) (コールセンター業) ・市内在住従業員数10人以上(うち市内在住の新規雇用者7人以上)	オフィス賃借料 10/10 3年間 通信回線使用料 10/10 3年間 雇用奨励金 (市のみ) 1人当たり30万円	オフィス賃借料 200万円 通信回線使用料 400万円 雇用奨励金 (市のみ) 3,000万円
	(本社機能の移転 オフィス環境整備) オフィス移転等促進奨励金 ・本社機能を移転する場合、尾道市内に居住する従業員等が 2人以上(うち1名以上が広島県外からの移住者) ・オフィス環境整備の場合、整備するシェアオフィス等を利 用する事業者が1社以上	(オフィス移転等促進奨励金) (市のみ) ①本社機能移転で改修を行う場合 改修費用の 1/2 オフィ通信回線使用 料の 1/2 ②本社機能移転で改修を行わない場合 オフィス賃借料年 料の 1/2 ③オフィス環境整備の場合 改修費用の 1/2	①23の場合それぞれ 250 万円
福山市 【問合せ先】 経済部 企業誘致推進課 【電話】 084-928-1124	(情報サービス事業所) ・新設:従業員5人以上,増設:新規雇用3人以上 (コールセンター) ・新設:従業員20人以上,増設:新規雇用10人以上 (本社機能の移転) ・新設:従業員3人以上,増設:新規雇用2人以上 ・県外から3人以上異動	オフィス賃借料 10/10 3年間 通信回線使用料 10/10 3年間 異動従業員1人当たり (家族を含む。) 150万円(県100,市50)	各年度限度額 オフィス賃借料 1,200万円 通信回線使用料 2,000万円 本社機能の移転 1億5,000万円
府中市 【問合せ先】 総務部 地域振興課 【電話】	(製造業の中で主として研究開発を行うもの,情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業,学術・開発研究機関、広告業、デザイン業、コールセンター業) ・新規雇用者1人以上 ・5年以上の事業継続 ・常時勤務する者の配置	初年度のみ ①~③合計の 1/2 ①オフィス改修経費 ②通信回線導入経費 ③備品購入経費	①~③合計 100 万円
0847-43-7118	III-VIJAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAA	④~⑥:それぞれ 10/10④オフィスの賃借料⑤通信回線使用料⑥通信システムの保守経費	④~⑥合計 各年度限度額 200万円
三次市 【問合せ先】 産業振興部 商工観光課 【電話】 0824-62-6621	(情報サービス業, インターネット付随サービス業) ・従業員3人以上 (コールセンター業) ・従業員10人以上	オフィス賃借料 10/10 5年間 通信回線使用料 10/10 5年間 雇用奨励金(市のみ) 1人当たり100万円	各年度限度額 オフィス賃借料・ 通信回線使用料 合計 1,000 万円 雇用奨励金 (ホロロム) 限度額なし
庄原市 【問合せ先】 企画振興部 商工観光課 【電話】 0824-73-1178	(情報通信業など) ・市内の建物等を活用し、新たに拠点整備した者 ・市が有する超高速情報通信網を活用する者 ・新規雇用者1人以上 ・3年以上の業務継続	オフィス賃借料 10/10 3年間 通信回線使用料 10/10 3年間 自動車リース料 (市のみ) 1/2 3年間	各 <u>月</u> 限度額 オフィス賃借料 8万円 通信回線使用料 4万円 自動車リース料 (市のみ) 3.6万円
大竹市	-		

東広島市	(研究開発を主目的とする製造業,学術・開発研究機関,情報サービス業,インターネット付随サービス業,コールセン	オフィス賃借料	各年度限度額 オフィス賃借料・
【問合せ先】	ター業、情報通信技術事業等)	10/10 3年間	通信回線使用料
産業部 産業振興課	・新規雇用者1人以上 ・5年以上の業務継続	通信回線使用料 10/10 3年間	合計 1000 万円 (イニシャルコストを含
		イニシャルコスト(市のみ)	む)
【電話】 082-420-0921		内装改修費用、情報 通信システム導入	
002 420 0021		費、研究開発に要す	
		る機器の購入費 3/10 初年度のみ	
廿日市市	(情報サービス業, インターネット付随サービス業, コール		各年度限度額
【問合せ先】	センターに付随する事業等) ・新規雇用者 1 人以上	オフィス賃借料 10/10 3年間	オフィス賃借料・ 通信回線使用料
環境産業部	・3年以上の業務継続	通信回線使用料	合計 400 万円
産業振興課		10/10 3年間	
【電話】 0829-30-9140			
安芸高田市	(情報サービス事業所)		各年度限度額
【明△↓↓↓】	・市内に新たに企業活動の拠点を開設し、地域経済の発展に 寄与する者	オフィス賃借料 10/10 3年間	オフィス賃借料・ 通信回線使用料
【問合せ先】 産業部	・新規雇用常用労働者1人以上又は市内において 2 名以上	通信回線使用料	通信四線使用科 合計 100 万円
商工観光課	の新規雇用をする企業	10/10 3年間	
【電話】	・あじさいネットを活用		
0826-47-4024			
江田島市	業種:製造業(研究開発を行う部署など),情報サービス業,	1	各年度限度額
【問合せ先】	インターネット付随サービス業,学術・開発研究機 関,情報通信事業,コールセンター業など	オフィス賃借料 10/10 3年間	オフィス賃借料・ 通信回線使用料
企画部	・新規雇用者1人以上または既存社員1 人以上の江田島市	通信回線使用料	合計 100 万円
政策推進課	への転入 ・3年以上の業務継続	10/10 3年間	
【電話】			
0823-43-1631			
府中町	①サテライトオフィスの開設		各月限度額
【問合せ先】	②新規雇用常用労働者を3人以上有する事業所の開設 (内1人以上は町内に居住するもの)	オフィス賃借料 10/10 3年間	オフィス賃借料・ 通信回線使用料
町民生活部		通信回線使用料	合計 10 万円
自治振興課	・②いずれも初めて町内に事業所を開設し 3 年以上業務を 継続するものが対象	10/10 3年間	
【電話】			
082-286-3128			
海田町	_		
熊野町			
坂町 			
安芸太田町			
北広島町			
大崎上島町	_		
世羅町	_		
神石高原町			
	- X	※上記以外の補助項目を設けて	いろ市町もあります

(参考:広島県の制度)

■ 本社機能の移転・新設

区分	助成 対象	対象 地域	対象者の条件	助成率	限度額
企業 人 材成	建.碳.人物.備.材	県内全域	○サービス業(情報サービス業,インターネット附随サービス業),デジタル系企業(メディア,スポーツ,医療,教育を含む),サンドボックスのプロジェクトに参加したことがある/参加予定企業,製造業,運輸業等(※1)(特例措置あり) ○本社機能(本社,研修施設等で研究開発部門を除く)を広島県内に移転した場合(※3) ○以下の要件について,いずれかを満たすこと。・本社等に勤務する3人以上の常用雇用者を異動させ,移転先の事業所等の従業員数が3人以上増加する場合。(住民票を県内に異動し1年以上継続)。・従業員4人以上の企業の経営者層(代表取締役など代表権を持つ者)が県外から移住を伴う移転の場合(1人でも助成対象)・従業員4人以上の企業が中山間地域への進出する場合。(1人以上の異動(県外から移住)でも助成対象)・国内初立地(※4)の外国企業が事業所を広島県内に新設した場合。(1人以上の異動または新規雇用で助成対象)○一社一回限り	・代表取締役などの経営 者層の異動 1,000 万円〈 大企業〉,最大 500 万円 〈中小企業。しくは 200 万 円〉(※2) (家族の移住は、1 人当 たり 100 万円) ・県外から異動となる常 用雇用者 1 人当たり 100 万円(家族を含む) ・初期コストの 1/2 (中 山間地域は 2/3)	合わせて 1 億円
研究開発機能 拠点 化 助 成			○製造業、運輸業、サービス業等のうち要綱に定めるもの (※1) (特例措置あり) ○研究開発部門を広島県内に新設した場合、もしくは企業が 出資し、研究開発型の子会社(社内ベンチャー企業等)を 広島県内に新設した場合 ○常用雇用の研究開発者の異動(住民票を県内に異動し1年 以上継続)、または新規雇用の研究開発者を合わせて3人以上とし、移転先の事業所等の従業員数が3人以上増加する 場合。(国内初立地(※4)の外国企業の場合、1人) ○一社一回限り ○研究開発機能拠点化助成の対象で、企業にとって県内初の 研究開発機能拠点となり、関内の大学(享等専門学校会	・県外から異動となる規 ・県外から異動となる規 用の研究開発者 1 たり 100 万円(※5) (県外から異動となる む) ・人材確保経費(人材紹介 手数料,外国人研究者採 用経費など)の 1/2・初 期コストの 1/2(中山間 地域は 2/3)	合わせて 1億円 研究関連費
			研究開発機能拠点となり,県内の大学(高等専門学校含む),公設試,企業と,共同研究を行う場合,研究開発に係る費用(研究開発費,コンサル料,旅費等)を助成。	・研究関連費の 1/2	(3年 間)500 万円/年

■ オフィス誘致

区分	助成 対象	対象 地域	対象者の条件	助成率	限度額
ひろしまオフィスプランニング助成(短期 プロジェクト参加型)	賃料 使料 設備	県内 全域	○対象業種:情報サービス業,インターネット附随サービス業,デジタル系企業(メディア,スポーツ,医療,教育を含む),ひろしまサンドボックスプロジェクトに参加(予定)企業、ひろしまサンドボックスの会員,Camps セミナー登壇企業 ○県内に拠点を設けていない企業で,広島県に移転を検討していること ○県内のコワーキング,シェアオフィスに月5日以上入居すること ○1人でも助成対象 ○最大3ヵ月(1年のうち,任意の3ヵ月間)。○ひろしまサンドボックスのプロジェクトで開発・実証等を行う広島県外企業には、県内でのコスト(宿泊,移動費,パソコン・ブリンターのリースなど)も助成対象(1人当りの宿泊費助成の上限:13,100円/泊,最大3ヵ月)	・オフィス賃借料・通信 回線使用料の 1/2 ・コストの 1/2	合わせて 500 万 円
地域活力創出型	賃料		〇情報サービス業、インターネット附随サービス業、コール センター業(特例措置あり)	オフィス賃借料× 市町と同率・同期間	市町と 同額
オフィス誘致 促 進 助 成	使用料		○市町が同種の助成をする場合○新規雇用常用労働者3人以上	通信回線使用料× 市町と同率・同期間	市町と 同額

お問い合わせ先 広島県商工労働局県内投資促進課 広島県企業立地 検索、

TEL 082-223-5151 E-mail syosokushin@pref.hiroshima.lg.jp